



岩労発基 0326 第 12 号
令和 8 年 3 月 26 日

関係団体・機関の長 殿

岩手労働局長



令和 8 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、全国における昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況（令和 7 年 12 月末速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業 4 日以上死傷者数は 1,681 人、うち死亡者数は 15 人となっています。死亡者数は前年同期の 30 人から半数に減少していますが、死傷者数は前年比約 4 割の大幅増加となっており、業種別にみると、製造業 337 人、建設業 278 人、商業 221 人、運送業 201 人、警備業 186 人の順で発生しています。また、死亡者数は建設業が最も多く、警備業が続いており、熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られたところであります。

これらを踏まえ、熱中症予防対策のさらなる推進のため、厚生労働省では、本年 3 月に別添 2 のとおり「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定したところであります。

このため、別添のとおり、令和 8 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとしました。

本キャンペーンにおいては、すべての職場において、同ガイドラインに基づく熱中症防止対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、特に、①湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うことなど、重点的な周知・啓発を図ります。

また、厚生労働省では、本キャンペーンの一環として、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを引き続き運営する予定とされています。

つきましては、貴団体・機関におかれては、要綱の 7（2）、9 及び 10 の事項を踏まえ、その周知・取組を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますようお願いいたします。

併せて、令和 8 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレットをお送りしますので、4 月のキャンペーン準備期間における周知等にご活用されますようお願いいたします。

（同リーフレットは、岩手労働局ホームページの「新着情報」に掲載予定です。）